

## JWA JAPAN PRO TOUR 基本原則

### 第1条（目的）

本原則は、本協会及び登録選手がウインドサーフィン競技の模範となり競技の普及発展や地域の環境保全活動などに寄与することを目的とする。

### 第2条（遵守義務）

登録選手は、定款、本原則、競技規則、その他本協会が定める諸規則を遵守しなければならない。

### 第3条（禁止事項）

1. 登録選手は、日本ウインドサーフィンに携わる者の模範となり活動をしなければならず、本協会、登録選手等の名誉又は信用を低下させてはならない。
2. 登録選手は、フェアプレーとシーマンシップの原則にしたがい活動しなければならない。

### 第4条（登録及び引退）

1. 登録選手は各カテゴリーの資格取得条件を満たすことでプロ登録ができる。また、取得競技以外の種目に関してはアマチュア全日本のスペシャルクラス同等のカテゴリへの参加を認める。ただし、オープンクラスへの参加は認めない。
2. 登録選手は、引退を表明した場合速やかに所属委員会委員長に引退届を提出しなければならない。また引退後3年間はオープンクラス以下への参加は認めないが、それ以降は参加を認める。一度引退した場合プロ登録をするためには各カテゴリーの資格取得条件を再度満たさなければならない。

### 第5条（懲罰）

本原則、競技規則に反した場合、各委員会にて懲罰を貸すことができる。

### 第6条（大会への参加）

プロ登録選手はプロツアー委員会（主催、共同主催）の大会に率先して参加する事。また、他団体の企画する大会の日程等が重複した場合は日本ウインドサーフィン協会が主催、共同主催する大会への出場を優先する事。

### 第7条（賞金分配）

1. 賞金の分配はプロ登録選手に限る。また、分配率は各委員会の分配率による。
2. 賞金の分配額は各委員会で決定される。
3. 大会がキャンセルになった場合、60万円以下は全てを参加プロ選手へ分配する。ただし大会会場に来た者で大会終了まで居た選手のみとする。60万円以上のものは賞金総額の半分を参加プロ選手に分配、残りの半分は主催者へ返却する。ただし大会会場に来た者で大会終了まで居た選手のみとする。

## 第8条（外国人選手の参加）

1. 全ての種目で参加を認める。
2. 但し、下記条件での参加が義務付けられる
  - a. 外国人選手、PWA選手の定義は日本国籍を持たない選手とする。
  - b. 登録会社からの招待で賞金を必要としない選手はエントリー費のみで参加できる。
  - c. 登録会社からの招待で賞金を希望する場合は、プロ登録費とエントリー費を支払うことで参加できる。
  - d. 登録会社招待の外国人選手以外の外国人選手には賞金授与のシステムは採用しない。
  - e. 日本国籍以外の選手でPWAシード選手はJWAプロ登録を認める。その際日本人選手同様のプロ登録手続きを行う。